

(河川の産出物の採取：第25条)

1 河川の名称

○級河川○○川水系○○川

2 採取の目的

販売及び自家消費のため

3 採取の場所及び採取に係る土地の面積

○○市大字○○字○○番地先 (○○川○岸)

○○平方メートル

4 河川の産出物の種類及び数量

種類	数量
砂利	○○立方メートル

5 採取の方法

重機○○台を使用し、○tトラックを使用し、○○を經由して搬出する。(別添施工計画図参照)

6 採取の期間

自 令和○年○月○日

至 令和○年○月○日

(許可の日から○か月)

## 備考

- 1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
  - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
  - (2) 「採取の方法」については、機械堀又は手堀の別を記載するとともに、機械堀にあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

## その他

- ・備考以下については留意事項であるため、申請者に記載させる必要はない。
- ・「知事管理河川における業としての砂利（砂・砂利）の採取」については、平成11年3月26日付け河海第545号土木部長通知により当分の間禁止することとされている。

## 参考法令

### 河川法

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

### 河川法施行規則

（河川の産出物の採取の許可の申請）

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の3）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - 一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
  - 二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図

三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書

